

指定放課後等デイサービス事業者 殿

沖縄県子ども生活福祉部  
障 害 福 祉 課 長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての  
放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）

日頃、特に今回の緊急措置のご対応につきましても、ご尽力賜り感謝申し上げます。  
みだしにつきましては、令和2年2月28日付け子障号外にてお知らせしたところですが、この  
たび、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課による令和2年3月3日付け事務連絡  
「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービス  
に係るQ&Aについて」が発出されました（当課HPに掲載済み）。  
指定放課後等デイサービス事業者につきましては、同事務連絡のご確認をお願いします。  
また、同事務連絡の問16及び問17における留意点について、下記のとおりまとめましたので、  
あわせてご確認をお願いします。  
なお、今回の緊急措置への対応にあたり、臨時的に開業日やサービス提供時間等の変更が要さ  
れる場合においては、運営規程や重要事項説明書の内容変更にかかる変更届出書の提出は不要と  
することを申し添えます。

記

1. 利用者が在籍する学校が臨時休業日であること（平日においても、休業日扱いで基本報酬を算定することが可能）。
2. 報酬の算定は、市町村が認める場合において可能となること。
3. 居宅等への訪問、音声通話等における所要時間は問わないこと。
4. 報酬の算定にあたり、利用者の支援記録に欠席理由や訪問等の日時、所要時間（〇時〇分から〇時〇分まで等）、健康状態（発熱有無、気分等）、健康管理状況（服薬等）、生活状況（食事、過ごし方、昼夜逆転していないか等）、相談支援の内容等を記載すること。
5. 報酬の算定にあたり、通常のサービス提供と同様に、利用者負担が発生することになる。そのため、健康管理や相談支援等を行うことについて、あらかじめ保護者に対して丁寧に説明すること。
6. 単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないこと。
7. サービス提供（居宅等の訪問等）の当日、2か所以上の事業所からサービス提供があったかどうかを保護者に確認し、そうであればサービス提供した事業所間で調整のうえ、そのうち1か所の事業所が報酬を算定すること。

お問い合わせ先  
沖縄県子ども生活福祉部  
障害福祉課事業指導支援班  
児童担当  
TEL 098-866-2190